

Title	羊毛工業の発達とmerchant adventurers (二)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.2 (1922. 2) ,p.267(117)- 279(129)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220201-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

這般の歐洲大戰に方つて戦線の形成する産業軍の必要は、人的源泉の保持に對する大問題を特に明かにした。男子は多く工場から戦場へ取り去られた。それ故に工場に残つてゐるものは、生産物に對する需要の増加に應ずるやうに努めて居なくてはならぬ。婦人の工場生活に入るものがその數を急速に増加した。健康保險を實施して労働者を保護するの必要は愈々痛切となつて來た。健康なる賃銀労働者は平和の時にも戦時にも國力の基礎となるものである。單に一國の生産力を維持するに止らず、益々その増加を圖り、労働者の幸福の増進を期する施設をしなければならぬ。

不馴な労働、及び力作の精致なることは特に婦人労働者の疾病を増加してゐる。既に産業上の災害に對しては労働者賠償法がある。けれどもそれだけでは不十分である。一般的に健康保

あると論じられたことは記述せられたること

と思ふ。然しこれ等の迷想は諸州の間に漸次労働者賠償の採用せらるゝに従つてその影を消して終つた。健康保險に反對するものによつて形作られた迷想はまたこれを全く同一であるであらう。(Advantages to Industry of Workmen's Health Insurance) (完)

附記

この論文は主として米國に於いて發行せられたパンフレット數種を参照して草した。さうしてこれ等のパンフレットは Dr. William Price の蒐集所蔵するところであつて先般その藏書の一斑を譲り受けた際その内に見出したものである。今皆この稿を草し擲筆するに方つて、昨年夏、不測の災厄を以て遽かに逝去せられた博士の遺靈を追吊するの念たへがたきを覚える。

(一九二二年一月二十四日)

險を設けて總ての疾病を豫防することに努めなければならぬ。(John B. Andrews:—Progress Toward Health Insurance) の點につらう National Sugar Manufacturing Company の社長である Francis King Carey が一九一八年三月一日付を以て Maryland の總會に提出した手紙は、簡潔にして吾人の言はんと欲するところを述べ盡してゐる。

「健康保險は労働者賠償と姉妹である。只労働者賠償が取り残したところを取り上げたのである。この關係から健康保險に對してなされたる總ての議論は、既に労働者賠償に對して行はれたるものであることに注意するは最も興味多いことである。労働者賠償は貴族的社會主義である、慈善の一型式である、労働者の自主を破壊する、災害保險會社を破産せしめる、備主に堪え難き負擔を課するもので

羊毛工業の發達の Merchant

Adventurers (一)

高木壽一

四

Edward 三世保護の下に英國に移住し來れる之等の織匠は、英國織匠により如何なる態度を以て迎へられたるや。今、ロンドンに見るに専ら組合員數の制限を計りて以て勞銀の騰貴を期する在來の Weavers' Guild にとりて、之等外國工匠の喜ばれざるは怪しむに足らぬ。從而屢々之に對して迫害を加へ、遂には其英國在住を不安ならしむるに到りしより一三四年政府は令を發し、國王は外國工匠に特別の保護を加ふ、之を侵すものは、Newgate に監禁せらるべしと布告した。

而も之等外國工匠にして、ロンドンに居住せんか、織匠のギルドが彼等に對し、其組合員となり、貢金 *term* に對して、適當の負擔をならしめんとするに到るべきは明である。

嘗て、Henry二世が織匠等にギルド組織を許し、Henry一世の治世に於て、織匠が有せし、全べての特權と慣習とを認め City 内或は *Sofwork* その他ロンドンに屬する地に於ては何人も該ギルドの規定を通じ該ギルドに屬するに非ざれば其業に従事するを得ざるものとし、其對價に、年額 *marks of Gold* (5.12) を支拂ふべし、之を犯すものは十磅の罰金に處せらるゝと定めてより以來、引續き、年々此貢金を納付して居る。然るに新に渡來せる工匠は、ロンドンに住して其業を營み、此 *term* を納むべき負擔を免れて居る。即、其獨占を侵害し且つ、此負擔を免るゝものとして國內織匠の敵視する所

となつたのである。嘗て與へられたる同業支配の權には、同業内の司法權をも含みたりとも云ひ得る。

茲に於て、一三五一年國王に請願して、外國工匠に對する司法權を得るか、又は貢金を免除せられん事を求めたるも、國王は、之に對して、ロンドン、Weavers Guild に屬せざるの故を以て迫害せらるべきものにあらずとし、翌年更に、外國工匠は國王保護の下に安全に居住すべく、其意志に反して、國內の該業ギルドの會員たる事を強要せられ、又は、該ギルドより如何なる金額を納むべきをも強制せらるべきにあらず、自由にて其職に従事するを得べき旨を命令した。

加之、外國工匠は、自ら各々のギルドを組織するを得べき權能を與られた。其内容は大體左の如くである。

外國織匠中の三名士を選定、宣誓して、其職業

を維持監督し、左記の諸規定を遵奉履行せしむ。

當市に來りて (London) 該業に従事し營業をなさんとする外國人は、自ら、同職の親方 (外國人の) に會し、其親方によりて職を知れるや否やを試験せられたる上ならでは同職に従事するを得ず。試験の上、該親方より、日傭にて、仕事に就くを得べき旨の證明 Order を與へらるべし。何人も夜業をなすを得ず。土曜日の就業禁止す、或は其他規定の祭日には就業すべからず更に又、若し、職人にして日傭又は週傭にて親方に勤務したるに親方が職人に報酬を與へざる時は、上記の該業監督の任に在る者は、親方の營業を、その支拂ふの義務ある額を職人に支拂ふまで、停止するを得べき權能を有す。親方にして之を侵すものは別項の如き、罰金を課せらる。親方と職人との間に爭議の生じたる場合、今後は、該業の Wardens 司直の任に當るべし。

其他、小盜處分、罰金額等に關する規定を有する。

斯くの如き規定の下に、一三六三年二月、フランダール人 John le Gruiteret 及 Peter Vanthebroek の二名並に Brabant たる John Elias 選任せられて監督支配の任に當ることとなつた。Fleerings 及 Brabanters は一のギルドに抱合せられしも、其本國に於て相容れざりし兩者は、異郷にありても尙、融和するに到らず、同七〇年各々兩者の Churchyard を定めて、(Fleming—St. Lawrence Pountenay: Brabant—St. Mary So-nerset) 紛争を避くる事としたるも二個のギルドの對立を生ずること、はならなかつたのである。

當時、ロンドン市政に勢力ありし *Trader* 等より見れば、外國工匠の渡來は勞働の供給を頗る増加するものなるが故に、内國工匠をして之

を支配せしむるは、その利益とする所ならざるを以て、國內織匠と同一規定を採るべきを命じ、且つ、自ら監督者を選定するを許可したのである。而して又、英國工匠の支配を受け又はそのギルドに入るを肯せざる、外國工匠も、市政府に對しては頗る柔順なる態度を示したのである (Unwin: Gilds and Companies of London. p. 45 p. 138, Bland: English Economic History p. 195 に採録せられたる Guildhall, Letter-Book G. f. 93: Ashley: Economic History. II. 198-201.)

以上専らロンドンに於ける状態に就きて述べたるも、他都市例令 Bristol, Norwich に於ても大體異なる所ない。

十四世紀後期に於て、ロンドン在住の織匠の勢力次第に失墜するに到りしは、斯く Fleming, Brabanter 等の競争を生ぜると新ギルドの組織せ

られしによりて促進せられしと共に Mercantile Crafts の勃興に由る。

商工階級の全ゆる發達に於て常に全國に先行するロンドンには、既に十四世紀に Mercantile Craft, Livery Company の勃興を見たるも他の諸都市にては、こは、大體、十五世紀に入りて現はるる現象である。

Mercantile Company 中特に金匠 Goldsmith 及 Pepperer の如きにありては十三世紀或は既に十二世紀にすらロンドンに存在せるを見る、

一のクラフト中において、Livery を着する者と、富の及ばずして、之を着するを得ず、特權階級の伍班より除外せられし者との間に區別を生じ、商業的業務は専ら Liveryman に歸し他は其獨立の地位を失ふことゝなつた。斯く、商、工二個の階級に分立せる點に於て Livery Company は舊來のクラフト、ギルドと根本的に

相違する。而して更に Liveryman の富は、より大なる名譽と地位とを冀望し incorporation に依りて、進歩せる法律上の地位を得るに到つたのである。(Lipson: Economic History p. 378-385.)

斯く、ギルドは、クラフトとなり、クラフトより Livery Company となり、更に Corporation となれるは單に形態の變化に止まるべきに非ずして、そは、對内的發展 inward Growth、一國の經濟的並に、政治的發達に對し、至大の意義ある社會的發展を示すものに他ならぬ。(Unwin

前掲 p. 4) 而して、ロンドンに於ける有力なる misteries は十四世紀前半、次第に市政に其勢力を扶植し來り一三一九年に於ては、事實、Alde-

man の全員は之等の富める組合の孰れかに屬し、或特殊の業に關係を有するのである。而も其中、呉服商 mercer 香料輸入商 grocer 酒商 vintner 羊毛商 woolmonger 等の如きは皆、十

三世紀にありて、Alderman によりて行はれたる一般輸出入貿易の諸分岐にすぎず、又金匠、皮革商、毛織物商 draper 其他は、ロンドンに於ける工業或は寧ろ、諸工業に基礎を置く國家全般に及ぶ商業に益々投資の増加し來たれることを示すものである。洵に、斯く多數の仲介業者 middleman の階級が各業に發生せるは市場の擴大と資本の重要性の増加せる結果に據るものである。

而して一三一九年の特別税記録によれば、ロンドン市民の課せられたる税額は 6s. 11d. 乃至 5s. として、最富裕の階級は drapers, mercers, grocers, fishmonger, woolmongers, skiners, Goldsmiths によつて占められて居る。反之、富の劣れる、商人と工匠中の富者とは共に 6s. 8d. - 13s. 4d. の税額を負擔して居る。市政の常務を司る機關は、尚、Court of Alderman なるも而も、市民一般

の賛同を要する特種の場合各區の選舉によりて Common Councilは召集せらる。同五一年主要なる組合十三に發せられたる召集にては Grocers, Mercers, Fishmongers 各六名, Drapers, Goldsmith, 以下九組合、各四名、Ironmongers 一名を以て會議を組織することゝなつた。

而して、各有力なる組合に於ける諸特徴を得んため、今、金匠に就きて見るに左の如くである。

(一) 其首腦部は、富商にして、其主體は well-to-do の小商人によりて成り職人の地盤をも有す。
 (二) 他の職業をも支配せんとするの傾向ある事。(三) 彼等に附與せらるゝ特權、獨占等が其性質、國家的なる事。(四) 市官憲にあらずして、國王及議會より得たる機能をロンドンの商工制規に適用せんとする事等である。
 元より、金匠は、貨幣鑄造、外國爲替に關係す

るが故に他の職業とは稍々別異の立場に在るもその諸特徴は大多數の有力なる組合に相通するものである。斯く、商人の勢力次第に盛んなりしと更に、重要な現象を生ずることゝなつた。

十三世紀末に於ける記録には、ロンドン商人の外國人に對する負債を記するもの頗る多かりしより、當時商業が主として、外國資本、外國船舶に據れるは明である。外國商人は都市有力者と結合し、又、商人に貨物を信用にて供給し、諸税を擔保として國王に、資金を調達した。假令不評なりとも、必要缺くべからざるものであつた。十四世紀、中葉に到りては、事態は一變し、英國資本家は次第に外國人に代り、内國貿易に對しては外國資本を不要のものたらしめ、Grocersは租税を請負ひ、Mercers, drapers, Vintners)は自己の計算にて、外國貿易を營むことゝなり、充

分の資金と如何に外國關稅及外國貨幣を取扱ふべきや、如何にして進んで、自ら海外貿易を營むべきやの知識と、勇氣とを兼ね有することゝなつたのである。(Unwin: Gilds and Companies of London. Chapter 6. Ashley: Economic Organisation of England p. 80-82)

當時英國に於て最も有力なる之等三個の組合の中特に羊毛工業に密接の關係を有するは即ち Draper 毛織物商である。

斯業の發達と共に益々其富力を増進したる Draper が其業務とする所は、單に國內に於て、生産地より毛織物を蒐集して之を遠地に賣捌くのみならず、海外輸出のために織物を蒐集する事に在る。工業と何等本質上の關係なく、織物製造とは、別個の純然たる商人にして、外部より、織物業を支配し、織物工業の諸職間の諸關係に統一ある一の系統を生ぜしめることゝなつ

た。而して Draper の存在は、生産者、消費者間の益々隔絶し、其間に、商人の存在を必要とするに到りしことを示すものである。之等の商人の階級が如何なるものより、組成せらるるに到りしやに就て、アシュレー氏は先づ wool-dealers と Clothfinisher の二を擧げて後、大體英國に於ては織物商人は、羊毛商人より生ぜりと見るべき證左なしとし、織物製造の最後の過程を營み、織匠より織物を買入れて、之を仕上げ顧客に販賣する Clothfinisher は、需要と共に益々織物の仕入を大にして、遂には商人となる者の存すべき事を論じて居る。

一三六四年、在ロンドンの數組合と共に得たる國王よりの特許狀により Drapers は其業を制規し獨占するの權能を賦與せられ、ロンドン並に其近郊の織物小賣業を獨占することゝなつ

た。而してリチャード二世治世の初期(一三七七年即位)に於て諸方面に起りし軌轍中の一現象として、廣く國家的利害を抱持する、毛織物商人と狭き地方的利益に捉はれし、織匠とは、當然の結果として茲に利害の衝突を見た。

織物商人は、ロンドンを以て、全英國産毛織物の集散地たらしめんとするに反して、織匠は、特殊の商標を附して、ロンドン産にあらざる、毛織物を全へて區別し排斥せんとした。斯る利害の相違、經濟的活動の範圍の相異により、織物商人は、外國工匠の渡來を喜ぶに對し、織匠は之を甚しき憎惡の眼を以て見るの別を生じたのである。

而も織物商人の勢力増加は織匠の勢力を次第に壓倒し、更に外國工匠は之が促進の一因たるの結果となつたのである。而して、ロンドンを以て織物の集散地たらし

(Unwin 前掲 p. 130: Ashley. History II. p.

209-215. Organisation, p. 91. Lipson, History p.

383, p. 408-9.)

Cunningham は十五世紀の英國經濟事情に關して Denton, Eden, Roger, Green 等の諸著に現はれたる記述の相同じからざるを擧げたる後、十五世紀は、大體に於て、一般的不況の時代にして、鄙間に職の得らるるもの少なく、道路、並に内國交通は荒廢に歸し、都市は Black Death によりて受けし廢頽を回復するの精氣なき時代である。工業、商業及農業は均しく沈衰して居る。此一般的沈滞の中にありて、新繁榮の諸徴を認め得べき二方面がある。即織物業は全國到處に發達し、此特種工業に關係する者、即羊毛培養織物製造、織物輸出に従事する者は全て非常に繁榮し、十五世紀の一般的不況の中にありて、多數の高莊なる教會の建設せられしは此

めんとするの企圖は、一三九七年。爾後四世紀に亘り英國織物業にとりて重要な意義を有する Blackwell Hall を設立し、地方織物商人に對する市場たらしめんとせし、主因の一をなすものである。Blackwell Hall に於ては、毎週木曜日午前十一時より、土曜日十一時の間に限りて、織物取引を行ひ、其他の場所並に、規定時間外の一切の取引を禁じた。而も、ロンドン織物商人は Blackwell Hall に於て取引せらるる織物を一切、其手に收めんとするの傾向あり、斯くてはロンドン商人をして全國の織物取引を獨占し其價格を擅にするを得せしむるの弊あるべきを以て一四〇五—六年議會は織物商人は同所にて自由に卸賣をなし得べき旨を布告した。斯る機關はやがて、全國各地の首要都市、例へば Norwich, Bristol, York, Ipswich, 其他の數市に行はるゝこととなつた。

織物工業繁榮の紀念碑をなすものである。織物業の進歩改良を獎勵せる、エドワード三世の努力は好果を以て酬はれたのである。

國內繁榮の新發展と見らるべき他の一面は即商業並に金融業の一部は既に英國人の掌中に移り益々、外國人の手を離れつゝあり Jews. 及 Lombards に代れる、富商は有力なる組合を組織し、ロンドン其他の都市に壯大なる Hall を建設するに到りし事である。都鄙一般の不況、沈衰の中に、織物業は其各部を通じて急速に發達し英國資本家は各都市に於て、從來外國人により、市場に行はれし、多くの業務を行ひたるを見る時は、吾人は、同時代の幾多の錯雜なる現象を通覽し得べき要諦を得るであらう。と述べて居る。

(Cunningham: Growth of English Industry and Commerce Vol. I p. 370-73) 思ふに、一旦衰微

せる、織物工業がフランダール工匠の來住を機として復活し、斯る繁榮を來たすに到りしは、彼等の齎せし技術と draper 等の富とが相俱に從來の Weavers' Craft の小地方的獨占を破壊して更に廣大なる市場を求むるに到れる結果に由るものであらう。

五

十三世紀より十六世紀に到る間に於て特に織物業を中心として資本の移動を見れば大體左の如くなるであらう。

十三世紀のロンドンに於て、最も早く富と勢力とを有するに到りし Mercers 並に Grocers の手に先づ純商業的資本は蓄積せられ、ロンドン市長の職は一二一四—一二二二間に七度 Mercers の占むる所となり、同三一—三七年間には七度 Grocers の占むる所となつた。之等に次いで純商業的資本を代表する者は drapers にして織

發達が外國貿易に及ぼせる變化である。

外國工匠渡來後約二十年にして一三五四年既に 4774 piece の毛織物を輸出するに到りたる又織物輸出が羊毛輸出に代るべきの豫測を以て輸出織物に關稅を課するに到りし等よりも更によき斯業の發達を證するは織物を主とする Capitalist exporter たる Merchant Adventurers の成立である。

同社は既に Fraternity of St. Thomas Becket として十三世紀に存在せりと稱するも Staplers の主張する所も同一にして、兩者は一にして決して別個の存在を有せしものではない。又一二九六年 Duke of Brabant より、英國商人に與へられたる特許狀も兩者が元と同一體にして、海外貿易に従事する全英國商人を包含するものなるを示すが如くである。

而も時の推移と共に、活動方面の諸々の相異

物業に其純商業的資本を以て臨み、其ロンドンに於ける状態は既述の如くである。

而して Mercers, Grocers, Drapers 等の内國貿易の成功によりて蓄積せられたる富殊には Mercers の富は羊毛工業の發達と共に輸出貿易の方面に轉せられて、Merchant Adventurers の資本となり毛織物輸出を以て其任となし、内國織物取引は専ら drapers の當る所であつた。

更に Merchant Adventurers の織物輸出によりて得たる新資本、並に織物商人 drapers の商業的資本は再轉して、工業に投せらる事となり、生産過程の全班を支配する Clothiers は domestic system に入れる、羊毛工業の中心となつた。

(Unwin: Industrial Organisation in 16th and 17th Century p. 79; Ashley: History p. 216, 226. Economic Organisation p. 79.)

右の諸過程の中次に考究すべきは羊毛工業の

により次第に各々其形體内容を待て、一定の限界を附する事となり分離獨立することなる。斯く各個の團體に分離獨立したる後と雖も、尙ほ其社員の多數は、兩者同一人より成るを見るのである。

而して十四世紀末及十五世紀初頭に屢々勅令を發して、大陸に於ける英國商人間の安寧秩序の維持を計るの必要を見るが如きは當時既に多數の英國人が海外に在住するに到りし事を證する。一三九一年 Richard 二世は獨逸方面の英國人間に紛争葛藤の生せるに對し、勅令によりて強力なる規定を與へて秩序の維持を計らんとし更に一四〇四年更に同方面の商人に對し、先きに與へられたる所を擴張し、會議役員並に其職務其他の規約細則を決定するの權並に Governor が該規約を犯す、英國人を合法的に處罰し得るの權等を認め、茲に獨占の成立への途を開くこ

と、なつた。

斯る勅令は從來既に在外英國人間に存在せし私的組織に對して公權力の認定を與へたるものにして、其唯一の目的は Better Government である。之が目的の達成は唯、自治を許すに在るのみである。國王も、商人も、安寧と秩序にして與へられんか英國對外貿易は政府の扶助なくして、克く繁榮し得べきを熟知したのである。

茲に、一四〇七年の勅令は、一の制規會社 regulated Company の成立を認めた、即 Merchant Adventurers である。(Scott: Joint Stock Company to 1720. p. 8-9 Lucas; British Overseas Enterprise. p. 57-62. p. 18. p. 24 Lipson: Economic History p. 488-9.)

嘗て、Gilda Mercatoria がマノアに於ける思想を都市生活に推及せるものなると等しく今や都市に於て勢力を得し富商は海外貿易の目的に

の産業制規の表現である。而かも Merchant Adventurers の成立を以て、中層階級は公共的利益の名を藉らざる獨占を發見したのである。關稅徵收のため羊毛輸出が一定の經路を通過すべき、財政政策上の理由を認むるとするも、何故、英國商人は Merchant Adventurers に由らざれば、唯一の輸出製造品たる織物の輸出貿易に従事し得ずとすべしであるか。同商社の成立は實に次の一事を示すものである。即當初より、利益占斷の念ある、中層階級が、其著しき發達と、階級意識の増進により一部の都市に局限せず、寧ろ、社會の一階級として其の掌中に利益を把握するを得べきを認めたる事である。

而も尙、斯くの如き利益占斷が、政府によりて認容せらるゝに到りしは、國家に於ける中層階級の勢力の著しき増進並に、國民經濟的利益

應せんためにギルドの組織を擴大し、都市生活に於て集積せる富並に其習熟せる方法とを以て國民的商業の進歩發展を體現せんとした。國王並に貴族に對して、其地位を確立せんとせし中層階級の第一の反抗は熟練と貨幣を得んとする勢力の土地所有及封建的束縛に對する反抗であつた。而して、中世都市の發達は非封建的、非農業的勢力。非隷屬的中層階級の勃興し、因習に反して契約の觀念。實物或は、勤勞給付に對して貨幣による支拂の生せることを示す。茲に到つて新對抗は貨幣を積める階級と單に熟練のみを有する階級との間に起つた。

當初、土地貴族に對する全商工階級の據點 point d'appui たりし都市は今や富裕なる中層階級の城砦となつた。

都市に於て、クラフト、ギルドの獨占は本來、善良なる勞働と公の秩序の維持と計らんがため
の次第に確認され來りし、所謂 Civic patriotism より national patriotism への推移の一端を示すものである。

然らばギルドより出で更に後代の諸貿易會社の父と稱せらるゝに到りし、Merchant Adventurers は如何なる組織に於て、外國貿易に關する、團體的行爲の原則を決定し監督を執行すべき統率機關を創設したるや。(Gretton: English Middle Class. p. 70-75. Ashley: Economic Organisation p. 26 Lucas 前掲書 p. 142.) (未完)